

一般社団法人西日本泌尿器科学会選挙管理委員会規則

第1章 総則

第1条（総則）

- 1 この委員会は、一般社団法人西日本泌尿器科学会選挙管理委員会（以下「委員会」という）と称する。
- 2 この規則は、委員会に関する組織、運営を定めることを目的とする。

第2章 目的および活動

第2条（目的）

委員会は、一般社団法人西日本泌尿器科学会（以下「この法人」という）の選挙管理に関する諸事項を担当することを目的とする。

第3条（業務）

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)代議員・役員候補者の選出に際して行なわれる選挙について管理する。
- (2)選挙の結果を適宜の方法により、正会員に報告する。
- (3)その他理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

第3章 構成および委員

第4条（構成）

委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) この法人の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）。
- (2) その他、委員会が必要と認める者

第5条（委員長の委嘱）

委員会に、委員長を置く。委員長は理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第6条（委員長の権限）

- 1 委員長は、委員会を代表し、事務を統括する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会及び正会員に報告する。

第7条（副委員長の設置）

- 1 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第8条（委員の選任）

- 1 委員は、委員長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

第9条（委員の任期）

- 1 委員の任期は、第6条1項の委嘱の日から2年とする。但し、再任は妨げないものとする。
- 2 前項の任期が終了した場合でも、後任者が就任するまではなお地位が存続するものとする。
- 3 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第10条（委員会の開催、議決）

- 1 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
- 2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第11条（委員以外の者の出席）

- 1 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の必要とする者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 2 理事長は必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

第12条（庶務）

委員会の庶務は、一般社団法人日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第13条（補則）

- 1 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項は、その都度理事会の定めるところによる。
- 2 この規則の改正は、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。